



八 月 号  
発行所 三日本仏教会  
東京都中央区築地  
三本堂  
電話 七六三〇三  
振替東京 〇〇三三  
発行人 栗本俊道  
編集者 別所弘因  
印刷所 ルンビニ社

### 盂蘭盆におもう

山 本 杉

ウランパンといえは、今更いうまでもなく盂蘭盆経に仏弟子目連尊者がその母の倒懸の苦をうけているのをみて、これを救う方法を仏に問うたところ、毎年七月十五日という僧の安居のおわつたこの日に百種の供物を三宝に供えてその權威に請えば七世の父母を救うことができるかと教えた、と説かれている。日本では古く齋明天皇の三年に飛鳥寺に須弥山をかたちづくりこのウラパン会が設けられ、その後、聖武天皇のときこれが朝廷の儀式としてとりいれられて以来、民間でもひろく仏教行事として盆会を行うようになり、今日でも亡霊供養というよりは祖先まつりとして各家庭でとり行われているのである。

七世の父母といえは二人の両親から数えて七代めは一八八人の父母である。一人の人間が仏弟子となつて供養すればそれほどの数のひとに功德が及ぶといういみじきであろうか。

わたくしの生家は加賀藩士で長く続いた日蓮宗の家であるが、この盆供養の習慣はなかつた。また婚家のこの家は真言宗であるが新しく創設した分家であるために祀るべき祖先の霊がないという意味か、亡夫は家での盆供養をしようとせず彼の生前は墓参と称して年々帰郷する習慣を続けていた。その夫が七月十五日を命日として逝つた。偶然ではあるが、この日のこの家でこのほけ供養はそのまま盆供養になる、年々この日にささやかな供養を重ねながら、これは亡夫のせめてものおもいやりであつたかとおもうことである。今年も期せずして東北大学を停年で引かれて武蔵野女子学院大学の学長として赴任してこられた山梨大の師と松本徳明師、それに山梨大の白石真道師など旧友が集まつてこられ懐旧の一夕を過すことができたのはまことにうれしいことであつた。また暮敵の野生司香雪西伯がわざわざたよを寄せて、さき頃武蔵野の高橋先生の雪頂忌に出京したばかりだから、今年はやかぬ、もう年をとつて旅に出るとその日数だけは頭も身体もつかいものにならぬので失礼するといつてきて下さつた。こんなことごとくで、盆頃ともなれば例年わたくしの身辺にはなんとなく亡きひとの

ふんいきがただよつたのである。従つてわが家に盆がくることは夫が死んでもう何年になるとわたくしにことあたらしくそれを考えさせることでもある。

今年ももう十四年になる。この頃町を歩くとさすがに東京であると思われられるのは八百屋の店頭にうづ高くたんばほりづきが積まされたり、青くて小さい食べられぬことばかりきつていられる梨やリンゴが沢山並べられることである。テレビというものが加つて、どこかの燈ろう流しの情景などうつしてみせてくれるので、この町の風物詩もいやが上にもつよく印象づけられるのかもしれないが、町々でその風情をみれば新盆のほけを持つ家はもとより、そうでない家々もかどぐちむかえ火を焚き、仏壇に燈明をあげて先祖の霊によびかけているのであろう日本の家々の盆の情景が眼に見えるようである。

さき頃国会で、さる有力者が国民の祝祭日をもつとふやそうと提案した。休みの日もあることなら、反対もなく休みの日のある日この日があげつらねられて審議されたことであつたが、七月十五日がお盆の日としてまだ裁決になつたわけではないが部会の審議で最後までけづけられなかつたというところは日本国民の気持が理屈ぬきにこれを肯定しているように感じられてうれしかつた。

それにしつてこの頃の若いひとたちはこのお盆という日をどのようにならぬでうけとつていふことであろうか。日本の経済発展と福祉政治の進展はどんどん日本の社会の様相を変えてゆく、はたらく青少年対策は中小企業の小店員たちにも週休をあたえるようになつた。また彼等は月給制でもあ

る。やぶいりとかしきせなどの風習はおろか、そのことばさえ知らないひとたちが問屋で働いている時代である。その青少年たちが、このお盆の日をまさか親孝行する日とうけとつていふことはないまでも何とうけとつていふところであろうか。甚だ興味ふかいところである。彼等に地獄の釜のふたがあるのだといつても承知はしない。勿論寺院へ説教をききにゆく日とは教えられても行かないであろうし、考えることもあるまい。彼等の心は、このお盆のムードを日本庶民としてどのように温存してくられるかというところであろうか。わたしたちはこの日先祖をまつるといふことが七世の親に及ぶ功德であること素直にうけとつておぼれわれの持つていたヒューマニティを彼等にも見失つてもらいたくないのである。このヒューマニティは親孝行はすべきだからとわりきるもので

はなく、ざりとて子どもの幸福を心から念願する親の愛を身勝手な愛情として否定してよい要素も少しもない。そうしてみると、このヒューマニティは、この親の気持ほとけの慈悲をわがものとした、これに何をなくみたくしたい心の底にある万人共通のその気持のあらわれでありたいのである。そうしたいみでこの盆供養をより文化的に若人たちのものにするのができたなら、これはわたくしのみのねがいでないはずである。

こゝまで考えてくるとやつぱりおどりがな、とおもわれる。あの日本中の浜辺に、また山あいに、くまなく照らす盆の月光のもと、若人は声たからかに情をこめてうたいおどる。若人の自由と意欲、お盆の日はずつととおとながいぢらないで若人に捧げて新しい文化民族のものにして表現してもらうことが一番よいと気がついた。

### 世界宗教者平和会議を協議

### 緊急社会問題委員会 開催

全仏としては静観の態度に決す

六月廿六日午前十時より緊急社会問題委員会が開催され世界宗教者平和会議について協議した。これは去る六月一、二の両日第九回全仏大会の第三部会で論議された結果の申入れが同月十九日馬塚道、及川真学氏らにより、全仏に対して右世界平和会議に対する協力方の依頼に基づいて開催されたものである。会議は佐藤行通氏(日本山丸山行遠委員代行)ら各委員より熱烈な意見が交されたが、松本委員長から平和運動に反対するものはないがその運動の内容と動機に問題がある。科学が進めば宗教は無くなるのか、宗教は

阿片なりとか、現在のソ連を中心とした唯物思想や暴力革命の平和論に仏教者は根本に於て相容れず賛成出来ない。とのべ賛否多数によるべしとの声で結局、全仏としては例年の原水協の平和運動にも正式参加をせず、ノータッチの線を堅持して利用するので、あくまで偏向運動に私用されることなく静観の態度を堅持する旨を可決して閉会した。

当日は伊藤、山本、吉田、徳沢、岩野、米山、佐藤(代)、全仏各局部長らが出席した。

### 行政事件訴訟の経過、概要

墓地問題行政訴訟も既に口頭弁論十回を経過し、愈々法第十三条をめぐる問題の核心に触れて来た。結審の日も近い。茲に標題の如く経過概要を振り返つてみる事とし、今後の成行きを更に注視したい。

提訴日 昭和三十三年七月十一日  
昭和三十三年三月八日厚生省環境衛生局長が埋葬法第十三条の解釈に対して発出した、所謂新通達に対し、われわれは行政処分としての性質を有し、行政事件訴訟新例法第一条に該当するものと信じて、時の厚生大臣を相手として訴訟を提起した。

第一回口頭弁論 八月十八日  
午前十時東京地方裁判所民事第三部第一号法廷にて開廷  
被告側(厚生省)は、訴訟に対して準備書面を提出した。(杉内検事提出)  
厚生省側で提出した準備書面の概要は左の通りである。  
(一)、厚生省相手の行政事件訴訟でなく、東福院だけが民事事件として解決したらよい。  
(二)、行政当局者の通知が、訴訟にあるような実害を惹き起すとは考えなかつた。  
(三)においては、原告側を支開払いしようとした態度であり、  
(四)では、新通達を行政当局者の間における通知としている。  
これは、仏教寺院側を多くびつた態度であり、被告側代理人である杉内検事も黙視で終始した。  
石田哲一裁判長は、被告側に(一)、新通達によつて、寺院側の蒙つた実際の被害を報告すること本訴訟のみでは、本問題の根本的解決とはならないから他に方法を講じること。

と、好意ある指導をした。  
第二回審理 九月八日  
石田裁判長は、被告側に対して、旧通達で認められた「異教徒の埋葬は拒否できる」を何故に新通達で取消したか。  
(一)、寺院側の埋葬拒否によつて、実際にどのような問題が起きたか、その具体例と、件数。  
(二)、寺院の慣習についてどのように解決しているか。  
(三)、典札と、埋葬とを分離した理由と、その分離の限界、及びその範囲はどうなつてゐるか。  
(四)の四点、即ち、この訴訟の原因となつた、新通達発行の趣旨とその理由を具体的に説明せよと質問された。しかし、これについて、被告側の法延代理人が調査が複雑であり、非常に困難であると答弁し、説明することができないことを弁明した。  
裁判長は、この答弁に対して、少なくとも通達の法律効果を考へて発せられたものであるから、その趣旨と、発すべき根拠のあつたことを指摘し、次回迄に通達の責任者(法制局・厚生省・文部省などの部、課長)を証人として喚問するように要求した。

第三回審理 十月十三日  
前回は裁判長より厚生省は、三月八日付通達の出さねばならなかつた事由と、その原因となつた公衆衛生上の被害等の提出を求められていたが、厚生省側は、その調査内容が不備である上に、創価学会員の被害を少しく述べたために、原告側より、創価学会の埋葬を強行する不法行為、話し合いに応ぜぬ態度等を激しく反論して、実際の被害者は寺院であることを強調した。  
この裁判において、厚生省側の熱意ない結果、裁判進行上の必要により、次回には、裁判長職権により、通達を出した厚生省公衆衛生局長尾村偉久、法制局山内部長の両氏を証人として喚問することになつた。  
尚、今回より栃木県鶏足寺が原告側として参加する。  
第四回口頭弁論 十一月十日  
今回は厚生省より尾村公衛局長法制局より山内第一部長が証人として出廷  
通達発出に当り連絡された諸事情並に文部省との連絡関係等に亘り約二時間半詳細なる証言がなされた。  
第五回口頭弁論 一月二十五日  
今回は準備書類等の件にて遅延し居るため次回期日を決定したのみに閉廷された。  
第六回口頭弁論 二月十五日  
尾村、山内両氏の証言に基づき、それぞれ寺有墓地の由来よりの慣行、宗教儀式等の件にて論争された。  
第七回口頭弁論 三月二十四日  
前回同様の件にて具体的に説明の後論争が繰返された。  
第八回口頭弁論 五月十五日  
今回は創価学会員と称する者より被告側直接被害人として、本裁判補助参加申請が提出された。右に対して原告、被告の両者より異議の申立てあり決定は保留となつた。  
第九回口頭弁論 六月二十六日  
文部省より河和田宗務課長補佐

が証人として出廷、宗教法人寺院に対しての財産管理に文部省は在来よりの様な方法をとつてきたか、  
又昨年厚生省が発出した通達の発出以前における、厚生省との連絡状況等に対して詳細の証言がなされた。  
尚前回提出された学会補助参加の件決定保留となる。  
第十回口頭弁論 七月十七日  
厚生省より元環境衛生課長補佐今野氏が証人として出廷。  
証人在職当時昨年三月通達発出以前に文部省、法制局等の連絡状況について具体的な証言がなされた。

尚裁判長は口頭弁論をもう一度開きたいと、次回期日を定めて(九月四日)閉廷す。  
註、学会補助参加の件は今回も決定保留となる。  
本件は以上のような経過をたどり、愈々結審の日も近くなりつつあるように思われるが、如何ような判決が、下されるか、如何なる理由に、埋葬法第十三条の「正当なるまで、たたかい続け、不当な弾圧や宗教干渉は断固としてこれを排除しなければならぬ」と思ふものである。  
(七、二〇 墓地対稱況)

今次第三十八回国会に於て全国的請願運動を展開して、墓地埋葬等に関する法律一部改正に関する請願書は、衆議院公報(第百二十三号(4)昭和三十六年六月八日)衆議案経過録(二)に公報されたとおり、彼等の請願共に審議未了の結果となつた。今次国会に於ては政案法等の議案沸騰し、請願の大半は審議未了となつた。然し、政府に対する法改正の請願運動は打切つた解ではなかつた。次期国会迄に改めて請願署名運動を行うべきであり、今後の対策、方針等については、来る八月一日各宗々務総長会議が京都に開催され、更に又、国会対策委員会阿部竜伝委員長を中心に、各宗派代表(出張所長又は担当責任部長)並びに東京墓地対策委員、近県仏教会担当代表者、及び専門委員等が参劃し、更に強力なる方針を打出す予定である。  
茲に社会党国対委員長より、全仏宛通達のあつた「墓地埋葬等に関する請願について」その取扱ひ方針の全文を掲載し、参考に御供します。(保)

### 墓地埋葬等に関する請願について

かねて貴会より、わが党関係議員に対し、「墓地埋葬等に関する法律一部改正に関する請願書」の紹介を求められておりましたが、党機関において慎重に検討いたしました結果その取扱ひについて別紙の通り決定いたしましたので、  
ご了承下さい。  
昭和三十六年四月二十九日  
日本社会党国会対策委員長 山本 幸  
財団法人 全日本仏教会 御 中

真言宗豊山派仏教青年会(理事

真言宗豊山派仏教青年会(理事

宗教事情調査と慰霊のため

真言宗豊山派仏教青年会(理事長栗山明憲氏)では沖繩における宗教事情を視察し...

中学校、高校、大学等を訪れ一般的な通仏教の話しをする...

昭和卅六年度

全仏事務報告

(四月一六月)

四月 六日組織教化委員会(第九回全仏大会の件)

第九回全仏大会実行委員会

墓地問題に関して議員との懇談会(於参議員会館)

七日墓地問題協議会(於全仏会議室)

一日墓地問題に関して国会・文部省・厚生省陳情

二日墓地連絡会

三日墓地問題に関して国会議員へ陳情

四日インド大使主催レセプションへ出席(於大使官邸)

七日法然上人七五〇回御遠

二五日対外委員会、専門委員会合同会議開催

五日田中代議士訪韓につき、曹漢宗務院長あてメッセージを寄託する

二日常務理事会開催

墓地問題に関して国会陳情

三日監事会開催

セイロン大使歓迎送仏教徒大会へ出席(於共立講堂)

五日中国人俘虜殉難者名簿

二日中国人俘虜殉難者名簿

開く(衆院第三議員会館)

二五日セイロン大使離日歓迎

会開催(於光輪閣)

二六日理事会・常務理事会開催(於築地本願寺會議室)

議事運営委員会開催

三一日全日本仏教婦人大会へ出席

一日第九回全日本仏教徒會議神奈川県大会開催

二日

五日墓地問題に関して議員との懇談会(於参議員会館第四會議室)

六日墓地問題に関して国会議員に陳情

八日各宗派管長墓地問題に関して各関係大臣に陳情(衆・参第三會議室)

九日墓地問題に関して議員との懇談会(於参議員会館第四會議室)

一五日墓地連絡会

一七日中国人俘虜殉難者名簿

二二日千葉県仏教会協議会へ出席

二二日自衛隊練習船出発に当り、ミッドウエーでの戦死者の霊を弔うことを依頼し、芝浦港に見送る。

二四日セイロン大使へ東洋大学より名誉学位授与式典へ出席(於東洋大学)

二六日社会平和委員会開催(世界宗教者平和會議の件)

二七日正力松太郎氏へ聖徳太子像を贈る。

墓地埋葬等に関する請願の取扱いについて

最近、宗教団体およびその信者より、「墓地埋葬制度の公正な確立を求めるとして、墓地埋葬等に関する法律の一部改正に関する請願」という、それぞれ相反する主旨による、墓地埋葬等に関する法律の一部改正をめざす請願の紹介が党関係議員に求められて

閣する措置要綱の主旨に従って、その実現を図る。一、現在紹介を求められている請願書については、右の主旨から紹介手続きをとらないこととする。当該請願書の紹介を求められている党関係議員は、右の主旨により取り扱われるようお願いいたします。一九六一年四月二十九日 日本社会党 政策審議会長 成田知巳 国会対策委員長 山本幸一 議員各位

一九六一・四・二八 墓地埋葬等に関する措置要綱

- 第一方針 一、最近、激増する寺院墓地使用に現行墓地制度を検討する。二、将来の墓地問題については、信教の自由、公衆衛生並びに都市計画の三つの相異なる立場が調整できることを配慮して改善をはかる。第二 墓地埋葬制度調査会の設置 一、構成 1 各宗派団体の代表 2 官庁関係者(厚生、文部建設各省) 3 学識経験者 4 その他 二、調査事項 1 全国墓地の現況調査(公

共墓地、寺院墓地、個人墓地

- 2 墓地使用の状況調査(宗派の混在、紛争事件) 3 火葬場、納骨堂の調査 4 墓地に関する宗教感情の調査 5 都市計画と墓地の関係 6 公衆衛生と墓地の関係 第三 墓地埋葬等に関する法律の改正の方向 一、墓地埋葬等に関する法律(昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号)を改正して、宗教感情と密着する宗教慣行を尊重しつつ、公衆衛生及都市計画の立場と調和せしめるように配慮する。 二、本法第十三条を改正して当該宗教団体の宗教感情と密着する慣行は尊重する旨を規

日本人遺骨抱いて

大谷豊潤団長ら中国から帰る
中国人俘虜殉難者の遺骨六千七百五十三人の名簿を奉持して五月十七日中国へ渡つた中国人俘虜殉難者名簿奉持団々長大谷豊潤氏(参議院議員)、壬生照順氏ら一行は六月十七日午前三時二十分羽田空港着の印度航空機にて帰着した。

大谷団長らは現地にて中国紅十字会、中国仏教協会等から熱烈な歓迎を受けたが、帰国に際して戦時中、中国で死亡した日本人遺骨十八体と日本人三百人の名簿を携えて来た。遺骨は一まづ東京浅草本願寺に安置した。この日空港には関係諸団体から三十余人が出迎えたが、全仏から柳部長が出向いた。

なお中国仏教協会から全仏会長あてにメッセーヂが託された。
鶴副会長ら全仏代表が
タイ仏教会重鎮らと懇談

六月五日午後十時十五分羽田着のPA機でタイ国仏教会の重鎮、ソムデック・フラ・アリアワンサガタヤナ長老、マハマクタ大学総長フラ・ラヂスモントムニ師、フマハ・チャウイン・サラカム師、フーン・スリウイ・チャン宗教局長ら一行七名がアメリカへの訪途日本に立寄つた。全仏では鶴副会長、小野塚調澄師、高山有進師石川国際局長、柳部長の五名を全仏代表として派遣六月六日午前十時に東京のタイ大使館へ訪問し約三十分亘つて懇談した。なお一行は六月九日夜羽田より空路アメリカへ出発した。

海外邦人物故者慰霊放送
NHKが米、中南米方面へ

例年催されるNHK主催、全仏後援の海外邦人物故者孟蘭盆追悼法要の国際放送は、本年は会場を京都西本願寺に設けて七月十五日開催され、同日海外各方面(ハワイ、北米、西部、アルゼンチン等中南米、南米)へ向けて同実況が放送された。全仏国際局ではこれら地域にて活躍している、各宗開教本部へ物故邦人名の報告方を依頼し、一千名に上る物故者名の通知があつたので早速礼状を発信した。

第六回世界仏教徒会議

概報の通り第六回世界仏教徒会議は来る十一月十二日頃からカンボジア王国プノンペン市にて開催されることにはほぼ決定を見ているが、全仏国際局では七月一日付通信を以て加盟各宗派、泉仏、団体等へ代表推薦方依頼状を送るとともに渡航の諸準備にとりかかつた。

正力松太郎氏へ

過般大本山総持寺で開かれた第九回全日本仏教徒会議の席上可決された、読売新聞社主正力松太郎氏へ贈る聖徳太子像(木像)がこのほど出来上つたので、六月二十七日午後三時半に全仏太田理事長、狩野局長、柳部長らが日本テレビ会長室に正力氏を訪れ、太田理事長より同太子像を手渡した。正力氏は今後も日本仏教界発展のため出来るかぎり努力したいと述べ三十分亘つて懇談した。

東洋大学より

セイロン大使へ名譽学位
長年に亘つて日本仏教界の発展のため尽力して来た駐日セイロン大使スサンタ・ドウ・フオンセカ氏へ東洋大学より文学博士の名譽学位が授与されることになり、六月廿四日午前十一時から東洋大学講堂に各国駐日大使等多数の来賓が出席して名譽学位授与式が行われた。式は勝又同大学教授の司会のもとに進められ佐久間学長挨拶に次いで文学博士の名譽学位がフオンセカ大使に贈られた。終つて同大使は「仏陀の聖訓」と題して約三十分間記念講演をした。全仏から石川国際局長、柳部長、鎌田主事が出席した。

各宗派人事移動

法華宗(本門流) 管長に原井日禧氏。各宗々務総長に下記の各氏が夫々任命された。
真宗大谷派・調福信雄氏。日蓮宗・加賀頭秀氏。臨済宗妙心寺派・宮裡顯秀氏。真言宗・建林良賢氏。浄土宗西山深草派・倉内賢宗氏。臨済宗相国寺派・村上慈海。臨済宗国泰寺派・蔵万嶽氏。

京都府仏教会事務所は次の場所に

京都府下京区高倉通り
移転しました。
京都市下京区高倉通り
仏光寺下ル新開町三九七ノ一
電(35)三〇九四

参議院議員大谷よし雄氏

参議院議員大谷よし雄氏を団長とする参議院海外派遣議員団は、東南アジア、中近東、欧米諸国へ政治経済事情視察の目的で近く壮途につくが、七月二十四日午後三時から東京千代田区日本工業クラブにおいて盛大な壮行会が開かれた。全仏から栗本、狩野、石川局長、柳部長らが出席した。

※ 定し左の事例の場合は、疑義のないように明示する。

- (1) その寺院の墓地又は納骨堂において従来から他宗派信徒の埋収蔵をとり扱っていない場合で、その宗派の宗教的感情を著るしく害うおそれのある場合は「正当の理由」があるものとして拒むことができるものとする。
(2) その他の場合に、他宗派信徒の単なる埋葬又は埋蔵の求めを拒むことはできないが、自己の属する宗教又は教団の祭礼を要求するときは「正当の理由」があるものとして拒むことができるものとする。
(3) 一町村に一寺院の墓地し

全日本仏教青年会が

夏季結集を山形で

全日本仏教青年会(理事長仲田順和氏)では第六回夏季結集を、山形県大山町善宝寺に於て七月二十二日から二十四日の三日間に亘つて開催した。なお記念講演はピルマ仏教会門司サンガのウ・ケ・メインダ比丘が講師となつて開かれた。全仏でも本大会の結末を期待して祝電を送つた。

大阪寺院共済会結成さる

去る七月二〇日大阪難波別院に於いて寺院相互の共済親睦をはかり、不慮の災害に罹つた場合これを援助することを目的として大阪寺院共済会が結成された。

- 三、市町村は一個以上の公共墓地を設置する義務を負うこととし、国はその費用の一部を負担することとする。
四、今後新設又は拡大する寺院墓地については公共衛生上及都市計画上の見地より嚴重な認可制として、認可された新設寺院墓地については他宗派信徒の埋葬を拒否しないことを条件とする。
五、寺院が共同墓地を設けようとするときは、国又は公共団体が財政的援助をあたえて奨励する。

あとがき

現代の苦悩、人類の動向を直視し乍ら、新進の講師をもつらむし、当局が大抱負をもつてのぞむ仏教講習会は、今回で第六回目に当り、景勝の地高松城趾飛雲閣に於て開催される。後日その得られた成果を如何にお互いに活かし且つ示しあつてくれる事であらう。期待したいものである。
◆墓地埋葬等に関する請願は、今次国会に於て審議未了の結果となつた。政府に対する法改正の請願運動を打ち切つたわけではない。改めて、更に強力に対策方針を検討すべき秋である。訴訟と睨み合せ、経過を注視されねばならない。今回の請願書は、署名十一万名、六万通提出された。
◆酷暑の折、各位の御健勝を祈ります。
(T・K)